



# COVID-19（新型コロナウイルス）と オーストラリアの国境について

## 最新情報

2020年3月20日21時（オーストラリア東部夏時間）から、オーストラリアに渡航できるのはオーストラリア国籍者および永住者と、その近親者のみに限られています。

また、2020年3月28日23時59分（オーストラリア東部夏時間）からは、オーストラリアに到着するすべての渡航者に、到着港・到着空港の所在地にある指定施設（例：ホテル）での14日間の強制的な自己隔離が義務付けられます。

渡航規制は変更される可能性があります。規制の[適用が除外される場合](#)もあります。定期的に最新の情報を確認するようにしてください。

## オーストラリアから海外への渡航

オーストラリア国籍者およびオーストラリア永住者は、**2020年3月25日12時（オーストラリア東部夏時間）**から、海外への渡航を規制されています。

この渡航規制は、以下の方には適用されません：

- 普段オーストラリア以外の国に居住している方
- 航空会社および船舶の乗務員、ならびに関連する安全作業従事者
- ニュージーランド国籍者でスペシャルカテゴリー・ビザ（サブクラス 444）を保有している方は、「バイオセキュリティ上の判断」における永住者にはあらず、オーストラリアからの出国を認められています。ニュージーランド国籍者でオーストラリア永住ビザを保有している方は、国境警備局長による裁量措置を求める申請をすることができます。
- 輸出入貨物業における日常業務の従事者
- 海上の資源採掘施設等での必要作業に関連して渡航する方
- オーストラリア国防軍所属者を含む、政府公務で渡航する方

渡航規制の適用除外条件を満たしているとお考えの方は、オーストラリア国境警備局長に[オンラインで除外を申請](#)することができます。

適用除外の申請は、可能な限り早い段階で行うようにしてください。遅くとも出発予定時間の12時間前までに申請しておくことが推奨されています。渡航規制からの除外を認められた場合は、当該の除外を証明する書類を空港までお持ちください。

## 海外からオーストラリアへの渡航

- 2020年3月28日23時59分(オーストラリア東部夏時間)から、オーストラリアに入国する**すべての方**に、到着港・到着空港の所在地にある指定施設(例:ホテル)での14日間の強制的な自己隔離が義務付けられます。
- 該当する渡航者は、適切な入国審査や税関検査と強化された医療検査の後に、指定施設に直接移送されます。
- 指定施設は当該州および準州政府により定められ、通常は渡航者が入国審査を通過する入国地の都市にあるものが使用されますが、必要であれば他の地域にある施設が利用されます。

詳細は、[海外からの到着者に関する新たな措置](#)をご確認ください。

**本規制の有効期間:** 別途通知が発出されるまで

## 渡航規制の適用が除外される場合

オーストラリア国籍者や永住者、オーストラリア国籍者や永住者の近親者、または普段オーストラリアに居住しているニュージーランド国籍者であれば、オーストラリアへの渡航を認められています。上記の近親者に該当し、一時滞在ビザを保有している方は、内務省に近親関係を証明するものを提出する必要があります。オーストラリアに渡航しなければならない酌量すべき事情や、やむを得ない事情がある渡航者については、下記のフォームを使用して渡航規制の適用除外を申請することができます。

以下に該当する方は、オーストラリアへの渡航を認められています

### オーストラリア国籍者

オーストラリア国籍者で、有効なパスポートをお持ちでない方は、出発国を出国する前に、航空会社に国籍もしくは重国籍を証明する渡航文書を提示しなければなりません。また、到着港・到着空港の所在地にある指定施設(例:ホテル)での14日間の強制的な自己隔離が義務付けられています。

### オーストラリア永住者

永住者の方は、オーストラリアへの渡航を認められていますが、到着港・到着空港の所在地にある指定施設(例:ホテル)での14日間の強制的な自己隔離が義務付けられています。なお、暫定(一時滞在)ビザ保有者はオーストラリアへの渡航を認められていません。

### ニュージーランド国籍者で、普段オーストラリアに居住している方

ニュージーランド国籍者で普段オーストラリアに居住している方(サブクラス444ビザ保有者)は、オーストラリアへの渡航を認められています。該当する方は、居住を証明するもの(運転免許証または居住に関連する文書)を携帯しなければなりません。チェックインの際に、それらの証明文書を提示してください。なお、この条件に該当する方にも、到着港・到着空港の所在地にある指定施設(例:ホテル)での14日間の強制的な自己隔離が義務付けられています。

**重要:** ニュージーランド国籍者およびニュージーランド永住者で、オーストラリアに居住していない方のオーストラリア国内での乗り継ぎは、ニュージーランドに帰国する場合にのみ認められています。詳細は、下記の乗り継ぎについての説明をご確認ください。

以下に該当する方は、オーストラリアへの渡航前に内務省に情報を提供しなければならない場合があります：

### オーストラリア国籍者および永住者の近親者

このカテゴリーでは、近親者とは以下の方に限定されます：

- 配偶者
- 扶養下にある子供
- 法定保護責任者

子供についての保護責任者とは、その子供の長期的な福祉の責任を負う者であり、かつその子供に関して法または慣習により子供の保護責任者に与えられる権限や権利、義務のうち、以下のものを除くすべてを有する者を指します：

- その子供の日々の監護や管理をする権利、および
- その子供の日々の監護や管理に関わる意思決定を行う権利と責任

**ビザの無い方** — ビザを取得するまで、オーストラリアへの渡航は認められません。ビザを申請して、証明書類等(婚姻証明書やご自身の出生証明書、またはお子様の出生証明書)を申請に含めるようにしてください。なお、当省から渡航が認められた場合、到着港・到着空港の所在地にある指定施設(例：ホテル)での 14 日間の強制的な自己隔離が義務付けられます。

**一時滞在ビザ保有者**(パートナービザおよび子供ビザ保有者を除く) — 下記の問い合わせフォームを使用して、当省に詳細情報をご提供ください。その際は証明書類等(婚姻証明書や、共有資産や共有不動産の関連文書等の事実婚関係を証明するもの、ご自身の出生証明書、またはお子様の出生証明書)を添付してください。当省から渡航を認める通知があるまでは、渡航しないでください。なお、当省から渡航が認められた場合は、到着港・到着空港の所在地にある指定施設(例：ホテル)での 14 日間の強制的な自己隔離が義務付けられます。

パートナービザ(サブクラス 100、309、801、820)および子供ビザ(サブクラス 101、102、445)の保有者は、オーストラリアへの渡航を認められています。これらに該当する方は、渡航規制の適用除外を申請する必要はありませんが、到着港・到着空港の所在地にある指定施設(例：ホテル)での 14 日間の強制的な自己隔離が義務付けられています。婚約者[Prospective Marriage]ビザ(サブクラス 300)保有者は、現時点ではオーストラリアへの渡航を認められていません。

以下に該当する方は、渡航規制の適用除外を申請することができます：

### 乗り継ぎをする方

オーストラリア到着後の 14 日間の強制的な検疫隔離義務の適用除外はすべて、当該の州または準州政府の保健省の所管事案です。

### 国境警備局長の裁量に基づく、その他の事由による適用除外

ABF(オーストラリア国境警備局)局長は、以下に該当する方に対して、現在取られている渡航規制措置について、上記以外の追加事由による規制の適用除外を検討する可能性があります：

- 外国籍者で、オーストラリア連邦政府の招聘により COVID-19 対応への支援目的で渡航する方、もしくはその入国が国益に資する方
- 航空機による救急搬送や物資供給を含む重要医療サービスで、海外の港・空港から定期的にオーストラリアに到着しているもの

- 重要スキルを有する者(例: 専門医、エンジニア、船舶の水先案内人および乗務員)は例外的に個別で適用除外される可能性があります
- オーストラリアに赴任している外交官で、現在オーストラリアに居住している者とその近親者
- 人道的な理由または酌量すべき事情により、個々の案件を検討したうえで規制の適用除外を認められる場合があります。

規制の適用除外は、当該渡航者がオーストラリアへの渡航を開始する前に認められていなければなりません。また、国境警備局長の裁量に基づく適用除外の申請は、以下の文書等を伴っていなければなりません:

- **入国者の詳細情報等**: 氏名、生年月日、ビザの種類とビザ番号、パスポート番号、オーストラリアにおける住居の住所、オーストラリア国内の電話連絡先
- **申請案件についての情報**: なぜこの案件が国境警備局長による裁量に基づく適用除外／その他の渡航規制適用除外の対象として検討されるべきなのかという理由
- **根拠となる供述書**: 規制適用除外の申請は、申請者が上記の除外条件もしくは国境警備局長による裁量措置を取るべき理由のうち、どれかひとつをいかにして満たしているのかという供述と、その内容を証明する文書等を伴っていなければなりません

すべての渡航者が、渡航前に上記の除外条件のいずれかひとつを満たしていることを証明する文書等を当省に提供することが重要です。たとえば、オーストラリア国籍者もしくは永住者の近親者で一時滞在ビザを保有している方であれば、近親関係を証明する文書等を提供しなくてはなりません。

#### オンラインで渡航規制の適用除外を申請、または追加情報を提供

[オンラインで渡航規制の適用除外を申請、または追加情報を提供](#)

オーストラリアに渡航しなければならない酌量すべき事情や、やむを得ない事情がある渡航者についても、このフォームを使用して渡航規制の適用除外を申請することができます。